

定 款

社会福祉法人 水の会

(令和5年7月申請)

社会福祉法人水の会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 軽費老人ホーム（A型）の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ハ) 一時預かり事業の経営
- (ニ) 老人デイサービス事業の経営
- (ホ) 老人短期入所事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人水の会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道札幌市中央区南3条西1丁目1番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 8名以上 10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1名、事務局員 1名、外部委員 1名の合計 3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議委員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第22条 この法人は、役員及び会計監査人の社会福祉法第45条の20第1項に規定の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等の間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度は法令に定める最低責任限度額とする。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、収益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北海道北広島市大曲370番地8所在の鉄骨造陸屋根2階建
大曲いちはい保育園 園舎 1棟 (789.44平方メートル)
- (2) 北海道夕張郡栗山町中央3丁目309番地4、309番地5所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
栗山いちはい保育園 園舎 1棟 (891.85平方メートル)
- (3) 北海道空知郡南幌町中央2丁目182番地47所在の鉄骨造陸屋根2階建
南幌いちはい保育園 園舎 1棟 (1,318.44平方メートル)
- (4) 北海道夕張郡由仁町馬追215番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
軽費老人ホーム緑豊苑 苑舎 1棟 (1,706.96平方メートル)
- (5) 北海道夕張郡由仁町馬追215番地所在の軽費老人ホーム 敷地
(11,714.58平方メートル)
- (6) 北海道夕張郡栗山町角田284番地5所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
老人ホーム泉徳苑 苑舎1棟 (3046.69平方メートル)
付属建物
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
養護所デイサービスセンターくりやま (391.87平方メートル)
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 車庫 (138.96平方メートル)

- (7) 北海道夕張郡由仁町東栄 460 番地、86 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
特別養護老人ホームユンニコもれびの家 苑舎1棟(3,399.45 平方メートル)
 - (8) 北海道札幌市東区北21条東23丁目3番地2、3番地1所在の開成いちい保育園 敷地 (1,261 平方メートル)
 - (9) 北海道札幌市東区北21条東23丁目3番地2、3番地1所在の鉄筋コンクリート 造地上2階建開成いちい保育園園舎1棟(809.50 平方メートル)
 - (10) 神奈川県横浜市戸塚区名瀬町 777 番地 14 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建
名瀬いちい保育園園舎 1 棟 (663.25 平方メートル)
 - (11) 神奈川県横浜市金沢区六浦三丁目 3630 番地 24、3616 番地 249、3630 番地 142、3632 番地 25 所在の軽量鉄骨造スレートぶき平家建
北六浦いちい保育園園舎 1 棟 (312.48 平方メートル)
付属建物
軽量鉄骨造スレートぶき平家建
物置 (4.20 平方メートル)
コンクリートブロック造スレートぶき平家建
物置 (2.49 平方メートル)
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
物置 (4.86 平方メートル)
 - (12) 東京都足立区島根四丁目 28 番地 2 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
島根いちい保育園園舎 1 棟 (751.30 平方メートル)
 - (13) 北海道夕張郡栗山町角田 284 番地 5 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
老人ホーム一草庵 1 棟 (780.00 平方メートル)
 - (14) 東京都世田谷区弦巻 5 丁目 6 29 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建
世田谷いちい保育園北ウイング・南ウイング園舎1棟(1,976.53 平方メートル)
 - (15) 北海道札幌市中央区南25条西11丁目1179番地31所在の特別養護老人ホーム札幌こ もれびの家敷地 (3,284.73 平方メートル)
 - (16) 北海道札幌市中央区南 25 条西 11 丁目 1 179 番 31 所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根 3 階建
特別養護老人ホーム札幌こもれびの家 1 棟 (3,969.77 平方メートル)
 - (17) 神奈川県横浜市栄区野七里一丁目 1613 番地 6 所在の鉄骨造スレートぶき平屋建
上郷いちい保育園園舎 1 棟 (312.48 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産、収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は、第37条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とす る。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手 続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員の承 認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に は、北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う 施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整 備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関 に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資にかかる担保に限る。）

(資産の管理)

- 第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、法人本部に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を法人本部に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人本部に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

- 第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の処理)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第7章 収益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 駐車場の経営
- 2 前項の事業の運営に関する事業については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第38条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第8章 解 散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認

- 可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人水の会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附 則)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	瀬川	五水
理事	林	美智子
〃	長谷川	眞知子
〃	津田	一枝
〃	菅谷	明
〃	吉村	幸子
〃	小林	信子
監事	中川	公
〃	小野	武久